

平成31年 第1回
教育委員会定例会会議録

平成31年1月8日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2512号

平成31年第1回定例会

日 時 平成31年1月8日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	永 田 よし子

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2500号 第13回臨時会(平成30年6月26日開催)

第2501号 第7回定例会(平成30年7月10日開催)

第2502号 第14回臨時会(平成30年7月24日開催)

第2503号 第8回定例会(平成30年8月7日開催)

日程第2 審議事項

- 1 港区教職員の働き方改革実施計画(案)について
- 2 港区学校運営協議会規則の制定について
- 3 区立幼稚園・小中学校における医療的ケアの実施について
- 4 港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営の方向性について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成30年第4回港区議会定例会の質問について
- 2 学校（園）における用務業務の委託について
- 3 「ゆかしの杜」の使用許可について
- 4 後援名義等の11月使用承認について

「開会」

○教育長 ただいまから平成31年第1回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、田谷委員にお願いします。

日程第1 審議事項

1 港区教職員の働き方改革実施計画（案）について

○教育長 それでは日程第2、審議事項に入ります。議案第1号「港区教職員の働き方改革実施計画（案）について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは「港区教職員の働き方改革実施計画（案）について」本日付議案資料ナンバー1、1-2及び1-3でご説明をさせていただきます。

本計画案は12月に当委員会でご協議いただきました後の修正事項について説明させていただきます。修正事項は、前回ご協議いただきました素案からの修正事項の内容を含めて、資料1-3に整理をさせていただいております。

では、資料1-3をご覧ください。1ページ目、ナンバー1でございます。当委員会での協議の際、口頭で説明させていただきました時間外勤務の上限設定に係る国の動きについてでございます。取組目標の下に、下線部のとおり注記をいたしました。時間外勤務の上限設定につきましては、上限を月45時間、年360時間とする文科省の指針案を中央教育審議会が了承しております。今後、港区においても国や東京都の動向を踏まえして検討してまいります。

次にナンバー2でございます。前回、ご協議の際にお示ししておりました内容になります。教員マイスター制度を施策5、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備に位置づけておりましたが、施策2、教員の負担軽減に向けた人材の配置等に変更するとともに、施策5の項目を整理いたしました。

おめくりいただきまして、2ページ目、ナンバー3の修正についてでございます。前回のご協議の際にこちらもお示しをさせていただいております。特別支援学級においても留守番電話装置の導入の検討を要望するとの教員からの意見でございましたが、平成30年度中に導入する予定としてございますので、一文を加筆いたしました。

最後に3ページ、ナンバー4及びナンバー5はともに学校支援地域本部事業についてとなります。全国的に学校支援地域本部は地域学校協働本部に移行しつつあるため、12月の協議の際、ナンバー4の右上のくりになりますけれども、注釈を加えておりました。その後、連携・協働の意義を明確に示すとともに、移行においては今後の学校運営協議会の導入を契機として設置することを踏まえて検討していくため、その内容を、右下の1月8日のところになりますが、こちらで修正をさ

せていただいております。

修正事項については以上でございます、今後は、来週15日の検討委員会、そして1月21日の区民文教常任委員会にご報告する予定でございます。

甚だ簡単でございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見を願ひいたします。

資料No. 1-3の2ページ目にあるとおり「特別支援学級についても、平成30年度中に留守番電話装置を導入する予定です。」を加筆したということですが、30年度の欄は、「全幼稚園・小中学校導入」となっているので、「特別支援学級云々」と書かなくても、この表現で読み込めるのではないかと思います、いかがですか。

○教育長室長 おっしゃるとおり、全幼稚園・小中学校の中に読み込めるというところがございますが、特別支援学級というところをしっかりと強調するという意味で、今回、この加筆をさせていただきました。

○教育長 強調する必要はあるのですか。

○教育長室長 30年度中に既に職員室の方には幼稚園・小中学校とも設置をさせていただきますが、特別支援学級の方に引いてございます電話については、留守番電話装置の導入がなされていなかったものですので、ご意見に合わせてという形で修正をしたものでございます。

○教育長 本編の32ページの「具体的な取組内容」の説明に全校（園）の職員室に設置したと書いてあれば分かると思いますよ。入れてはまずいということではないのですが、この文章だけ読むと何か変だと思えます。

○小島委員 その点について、設置場所が違うのですか。幼小中は教員室、この特別支援学級は、ここに記載されている学級、クラスに置くのですか。

○教育長室長 通常、職員室の電話に装置を導入しております、特別支援学級は特別支援学級のスタッフのお部屋がございますので、そちらの方の電話に設置をしたというものでございます。

○教育長 そちらにもですよね。

○教育長室長 「にも」です。

○小島委員 特別支援学級を独立して考えるのか、その学校全体として考えるかで表現が少し違うと。

○教育長 資料No. 1-3の2ページの計画(案)の下線部分の前に「今後必要性があるので」と入れておけば、特別支援学級にも入れてほしいという要望を受けて設置するのだということがわかれると思います。

ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 学校支援地域本部が今度、3ページの地域学校協働本部に組織がえの予定ということですよ。現時点では、学校支援地域本部が設置されていますが、今後、地域学校協働本部に衣がえすると、それと学校運営協議会との関係をもう少し説明していただけますか。

○生涯学習スポーツ振興課長 地域学校協働本部なのですが、これは今現在、港区の中でも実際、学校支援地域本部というものが29年度から、各校には地域コーディネーターさんが配置されていて、今も順次増やしているところです。その取り組み自体は今後も続けていくということで、いわゆる呼び名というのでしょうか、これまで学校支援地域本部というものが地域学校協働本部に変わるという、まず呼び名の変更ということがあります。これまで、学校運営協議会というものも教育委員会の方でも報告されている中で、図として学校運営協議会の枠組の中で、これまでの学校支援地域本部というものも図の中にあるのですけれども、そこではもう名称が地域学校協働本部になっているのです。そういった中で、これは港区における学校支援地域本部なのですよということは今後も言い続けなくてはならないということになるとまた煩雑なので、そういった国の動向に合わせてこちらの方も呼び名の変更、地域学校協働本部にしていこうということの趣旨で、枠組が大きく変わるとか、取り組みが変わるということではなく、今後も取り組みを拡大していく中で、学校支援地域本部を地域学校協働本部に変えていきますよという意味合いになっています。

○小島委員 学校運営協議会が成立した学校では、その学校運営協議会の中の一部門になるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 学校運営協議会というものの中に地域学校協働本部というものが大体あるのですけれども、それが今で言う、もともと学校支援地域本部があった学校はそのまま導入できるのですが、通常足並みを揃えたいなところが今の予定ではあります。

○教育長 確認ですが、名称が変わっただけではないのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 名称が変わったのと同時に、これまでが名前のおり支援という言葉が入っていたのですけれども、国の方の考えとしても支援から協働というような中身に、より地域の学校を支えるというよりも、地域と学校が協働で学校の求めていることとか学校がしてほしいことをより地域の人にかかわってもらいたいという意味合いを今後も強化していくということで、より協働の意味合いを強めていくということが変更する部分です。

○教育長 社会教育法改正前は学校支援地域本部だったのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 学校支援地域本部でした。

○教育長 それを、支援だけではなくて連携・協働としてもやってもらうので、名称を変えるということですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい、そうですね。そういったもともとの学校支援地域本部のあったあり方をより協働という意味合いを強めるということから、名称を変更していくということになります。

○教育長 そうすると中身は変わっていないということでもいいのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 中身は変わらないです。中身というのが、港区においては学校支援地域本部というものが、今、全校ではないですが、各校に広げている状況で、その取り組み自体は変えない。それで、地域コーディネーターさんを配置というものも変えないです。

○教育長 そういうことではなく、社会教育法における従前の学校支援地域本部と、今回、連携・

協働に発展させる地域学校協働本部という名称はもちろん変わるのだけど、中身も変わるのか、あるいは変わらないのか。

○生涯学習スポーツ振興課長 中身ということでいうと、今、港区では地域コーディネーターという方が学校に配置されておりますが、その中身自体は変わらないです。

○教育長 学校支援地域本部と地域学校協働本部の中身というのは変わらないで、単に名称変更だけなんですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 そうですね。変わらないです。中身が変わらずに名称を変更する予定でいます。

○小島委員 ただ、そのメンバーというか、学校運営協議会があって、その1部門としてこの地域学校協働本部というのですが、そこにはメンバーがある訳でしょう。そのメンバーは変わっていくのじゃないですか、協働なのだから。支援する側だけのメンバーじゃなくて、協働なのだから、学校が運営協議会側の人も入って協働してやっていこうということじゃないのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 メンバーが変わるかという、その学校運営協議会の中に地域学校協働本部というものが位置づけられておりますけれども、その中に入る人たちは変わらないです。つまり、今でいうと学校支援地域本部の中にいるコーディネーターさんがそのメンバーに加わるということが予定となっておりますけれども、それは従前と変わらないということになりますので。

○小島委員 従前は学校を支援しようという訳でしょう。ところが今回は協働だから、支援する側と受ける学校側とが一緒になって学校をよくするためにはどうしようという、そういう構成になるのではないのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 そういう意味合いでいうと、これまでの一方的な学校がやってくださいということを地域の方が受けとめて支援というよりも、より今度は協働というような考えが多くなる、考え方が変わっていくということになると思います。取り組み自体が今後変わっていくのかなということは予想されます。

○教育長 そうすると単に名称が変わっただけではないということですね。支援から連携・協働へ発展させるということですね。レベルが上がるんでしょう。それに伴って名称も変えるということですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 前回の点検評価のときにも、拡大というような形になりましたけれども、それと同じ趣旨で、従前の支援というものから、地域の人たち、学校も含めての協働の意味合いを強めていくということでは、発展という中身が変わるということになります。

○教育長 それを前提に確認したいのですが、学校にコーディネーターを配置しているところは連携・協働できるので地域学校協働本部という名称で、配置していないところは支援だから学校支援地域本部という名称にするのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 今後は、また地域コーディネーターを配置する学校につきましては、これからの連携・協働というような考えを含めていくと、地域学校協働本部というものに変えてい

く予定であります。

○教育長 配置しているか否か関係なくということですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい。

○教育長 学校に地域コーディネーターを配置していなくても、連携・協働も担っていくということですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 そういうことです。一方で学校支援地域本部というのを残しながら地域学校協働本部を置くのではなく、地域学校協働本部を置いて今後活動を続けていくという予定であります。

○教育長 そうすると学校支援地域本部を地域学校協働本部に変えますということを諮らないといけないのではないですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 実は1月22日の臨時会で諮る予定です。

○教育長 それは今回か、あるいは先に諮るべきではないですか。

○教育長室長 まだ検討中ということでしたので、今回はこのような「検討していきます」という形で記述をしております。

○小島委員 学校運営協議会の設定で、この地域本部は大変重要な部分を占めている訳ですね。だから、そこがどういうふうに動いてどうなるのかというのがよく分からないので、極めて大事なことでと私は思ってお聞きしています。

○教育長 そうすると、実施計画として、今日、審議決定しないと何かに影響はありますか。

○教育長室長 1月15日に検討委員会にお示しをした後、1月21日の区民文教常任委員会に「その他」で報告をする予定としておりましたので、今回ご審議・ご決定いただいたの議会報告と考えております。

○教育長 21日に議会報告をしないとだめなのですか。

○教育長室長 これから各機関に配布をしたり周知をしたりというところもございますので、できれば早い時期に決定をさせていただきたいと考えてございます。

○教育長 検討委員会は、これを検討してきたところでしょう。

○教育長室長 はい、そうです。

○教育長 そこでは教育委員会で審議決定したという報告を行うの？

○教育長室長 はい。

○教育長 区民文教委員会も同様ですか。

○教育長室長 そうです。

○教育長 次の区民文教委員会は2月6日ですが、検討委員会については、15日で連絡しているのですか。

○教育長室長 はい。招集させていただいて、議題・案件を提出。議会の方も案件を出させていただいて。いかがいたしましょうかね。

○山内委員 次回に地域学校協働本部について諮られるということであれば、やはりそれを盛り込

んだ方がいいのじゃないかとは思いますが。それは何かというと、地域学校協働本部をどう活用するかというときに、その趣旨を生かしながら、さらに結果として働き方改革にもプラスになるような視点から活用するというところをある意味で明示するというところである訳ですよ。そういう意味では、できればはっきりこの中にも盛り込んでおかれた方がよろしいのじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○教育長 どうでしょう。

○教育長室長 重要な視点でございますので、今回の学校支援地域本部から学校協働本部の方に移行するに当たりましては、皆様のご意見を尊重させていただきたいと考えます。

○教育長 学校支援地域本部を地域学校協働本部に変えますということについての議会報告は必要ないのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 委員会報告を検討はしたのですけれども、言ってしまえば名称の変更で、あり方そのものが、確かに趣旨は変わりますけれども、現在のところ、委員会報告をするということは当課としては考えておりません。

○教育長 名称変更だけではないのですよね。

○生涯学習スポーツ振興課長 確かにこれまでの報告では考え方が変わるということになりますけれども、かといって、これまでの学校支援地域本部が大幅に変わるとか、何か別の形のコーディネーターさん以外の方が入るとか、そういうことじゃなく、枠組自体は変わらないので、それを名称変更で、取り組みが支援から協働という考えに変わりますということの中身としては報告だけになるので、そうであれば、委員さんへの個別説明ということでもよろしいのではないかと考えています。

○教育長 働き方改革の実施計画を委員会で説明するときに、あわせてその点についても説明するという方法でいいのかもしれないです。委員長とよく相談してもらえばと思います。

ほかにご意見いただきたいと思えます。

○山内委員 資料編のところ、49ページの⑨のグラフなのですが、この調査では、自分の仕事と生活のバランスがとれていますかという設問と、自分の仕事と生活が両方充実していますかという設問と両方があって、この報告書はそのうちのバランスがとれていますかという設問の回答とほかの設問の回答の関係でずっとグラフを載せている訳でして、そういう点では、⑨は「自分の仕事と生活は両方充実していますか」と見るのではなくて、他の、例えば⑥、⑧と同様に「自分の仕事と生活のバランスがとれていますか」とのグラフにした方が、概要の説明は一貫性がとれてよろしいのじゃないかと思えます。

○教育長室長 今、おっしゃるとおり、一貫性を考えますと、この流れからいきますとワーク・ライフ・バランスの視点でクロス集計をかけていた方がより中身が分かりやすかったのかもしれない。今回のアンケート項目のこのクロス集計に関しましては、非常にたくさんの項目の中でどういう視点を持つことで、区の教職員の方向性であるとか、考え方であるとか、実態をつかむというところがありましたので、ちょっと色々な方面からというところでクロスをかけてしまいましたので、

今後また改めてアンケート調査を行うときに参考にさせていただきたいと思います。

○山内委員 ⑭も同じで、⑨と⑭だけに「両方充実していますか」の方を使っていますので、この二つも差しかえると読む人が読みやすい。実際は、「バランスはとれていますか」、「両方充実していますか」のおそらく回答はそんなに違いはないのだと思いますけれども、読んでいる人が、これが違う設問を使ったのか、書き間違いなのかとか、余計なことも考えないで、ずっと読んでもらえるのだらうと思います。

○教育長 確かに46ページのように、②は「バランスはとれていますか」の代表例で出しています。

ほかによろしいですか。

○山内委員 あとは、40ページに今後のことが書かれていますけれども、これはこの内容と別で、今後やはり32年度に向けてさらに点検や評価を継続していくということが大切だと思いますが、その点ではこの働き方改革検討委員会というのは、この計画をつくって終わりではなくて、継続をする委員会と理解してよろしいですね。

○教育長室長 この検討委員会は引き続き、今後の進捗状況の確認であるとか、また新たな働き方改革への考え方というところを検討する場としておりますので、皆さんに継続をお願いしています。

○山内委員 そういう意味では、今後も適宜、検討委員会での検討の様子などもこの教育委員会にも報告をしていただいて、ここでもその様子をフォローして後押ししていくという形が引き続きできるといいと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

○教育長室長 今回の実施計画のこれからの進捗に向けては情報の公開というところが大事なところかと思しますので、適宜、教育委員会に報告をさせていただきたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第1号については、先程の議論していただいた部分がありますので、学校支援地域本部から地域学校協働本部に変わるという案件が次回の教育委員会に出ますので、あわせてその際にまた審議していただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。

2 港区学校運営協議会規則の制定について

○教育長 次に、議案第2号「港区学校運営協議会規則の制定について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 「港区学校運営協議会規則の制定について」ということで、説明をさせていただきます。資料につきましては、まず議案資料ナンバー2ということで、新たに制定する規則の条文そのものが一つと、2-2「制定について」ということで、概要を整理したものでございます。それ以外に参考資料ということでA3サイズの表裏で、これは前回、12月11日の教育委員会でご審議いただいた際にご意見をいただきまして、それ以降、それを踏まえて修正をさせていただいた内容をまとめたものでございます。あと、参考までに「関係法令」ということで、A4表裏の

のも添付させていただいております。

こちらのA3の表裏の資料を中心に説明をさせていただければと思います。変更点ということでございます。まず一つ目、規則の第10条第4項です。タブレット資料の13、14がそれに当たります。規則の方では5ページになります。タブレットは6番になります。これが利害関係者の取り扱いということでございました。前回は、会長及び校長が利害を有すると判断した場合のことでございましたけれども、その会長自身が利害関係者になった場合の対応ですとか、その辺ちょっと疑義が生じるということでございまして、それを踏まえて、その辺の対応が明確にできるように、「会長及び校長」から「協議会」ということで改めさせていただきました。協議会が利害を有すると認める場合、当該の議事に加わることができないというような形に直させていただきます。参考までに、利害関係に関連する規定などを探してみたのですが、それぞれ、区議会の関係の条例ですとか、あとはそれ以外に財産価格審議会の条例などがありまして、この辺ですと、財産価格審議会の条例などではそこまでは細かくなく、利害関係があれば加われないというようなことにとどまっているところでございます。

続きまして(2)番ということで、10条の第7項、同じページのところで7のところでございます。これにつきましては、以前は会議録を作成して保管するというだけでしたけれども、教育委員会が実際に運用に関して支援をしていくという役割がありますので、逐一把握をしておく必要があるということで、規則の中で明確に教育委員会に報告するというのを位置づけさせていただいたというものでございます。

最後、三つ目は第14条ということで、規則では6ページ、タブレットでは7番というところでございます。これについては、従前は解任という規定しかなかったということでございます。その中に辞任も盛り込んでということで、まとめて書いていた訳ですが、辞任と解任ということは全くその概念も違うということで、改めて14条を二つの項に分けて、まず第1項で辞任を規定し、第2項の方で解任というものをさせていただいているような変更でございます。

A3資料の裏面です。タブレットでいうと14のところになりますけれども、それ以外に修正をさせていただいた項目が二つございます。まず一つ目でございますが、これは第2条のところでございます。資料でいいますと1ページ、タブレットで2番になります。第2条、これに関しましては、「その他」というところが、従前の記載ですと「小中一貫教育を施す場合その他の」ということで、「その他の」という記載と「その他」という記載の使い分けというところをより明確にいたしますか、ふさわしい方に変えさせていただいたということです。「小中一貫教育を施す場合その他の教育委員会が認める場合」ということは、教育委員会が認める場合というもののの中に小中一貫教育を施す場合というのが含まれるというのが「その他の」という表記の場合です。「その他」という表記になりますと、あくまでも小中一貫教育を施す場合というのが「ただし」の一つで、それ以外に教育委員会が認める場合というようなもの、それぞれ並列ということで、教育委員会が認める場合には入れないというような、それは別の一つの項目として「小中一貫教育を施す場合」、という表記になりまして、この「小中一貫教育を施す場合」という、その項目といたしますか、規定

なのですけれども、これは地教行法の第47条の6の第1項、ただし書きの中で文部科学省令で定める項目というのがありまして、その中に明確に小中一貫教育を施す場合というようなことが規定されているというようなこともありまして、これは独立した項目としてよろしかろうということで、そのようにさせていただいて、変更点としては「その他の」の「の」を取って「その他」という形にさせていただきました。

次に(2)番で規則の17条です。これは委任ということでございまして、規則の方では7ページ、タブレット8番です。従前は「この規則に定めるもののほか必要な事項は、港区教育委員会教育長が別に定める」となっていました。これについて、「この規則の施行について必要な事項は、港区教育委員会教育長が別に定める」ということで改めました。「この規則に定めるもののほか」というようなことになると、規則に定まっているもの以外にさまざま規定をするのかというような、そういった疑義も生じてくるというようなところで、それをより明確にするために、この記載については、あくまでもこの規則で定められていることの細則、細かいところ、具体的な部分、こういったものを定めるというような意図でこの17条を記載しているものですので、それをより明確にするということで、「定めるもののほか」を「規則の施行について」ということで変えさせていただいたというような変更でございます。

以上、前回ご審議いただいた内容からの変更点ということになってございます。簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

参考資料の2ページの項目名が「その他主な修正事項」となっていますが、「主な」となるとほかにも修正事項がことになってしまいます。どうですか。あるのですか、

○教育企画担当課長 ご指摘のとおりです。本当に細かな文言修正、趣旨が変わらないというところで、全く趣旨の変更に反映しない文言修正というところが、法規事務を担当している文書係に確認した中で若干出たというところでございます。

○教育長 あるのですね。

あわせて、2の(1)で「その他」や「その他の」という記載があるけれど、これは小中一貫教育校とアカデミーのことですよね。そうだとすれば「その他」とか「その他の」ではなく、「小中一貫教育を施す場合及び教育委員会が二以上の」にした方がわかりやすいと思いますがいかがですか。

○教育企画担当課長 この辺の文言の使い方なのですけれども、法令の中で使用する文言として、「その他」あるいは「その他の」という形で、例えば例外規定を設ける、ただし書きを設ける場合で、一つの例示を、一つの項目、例えばAという項目その他誰々が認める場合というような形が法令用語の使い方ということになっておりまして、それにならって入れさせていただいたということでございます。

「及び」よりも「その他」という記載の方が法令用語としては適切というか、そのような形でこ

の「その他」というのを入れさせていただいたと。

○**教育長** このただし書きは、小中一貫教育校とアカデミーの場合だけですよ。それ以外にもあるのですか。

○**教育企画担当課長** この「その他認める場合」というのは、ひっくるめて、今、明確に想定できるのは、小中一貫教育校であるとか、もっと言うとアカデミー、幼稚園を含めたそういったものを想定しているところではあります。

○**教育長** 「及び」の方が分かりやすいと思います。

○**教育企画担当課長** 明確に想定されているものは一貫ですと分かるので申し上げますけれども、具体的には、その他教育委員会が相互に連携を図る必要があると認めるような場合ということで、小中あるいは小学校・小学校とか、幼稚園・小学校とかいくつか組み合わせというようなものの場合によって想定されるというようなところもありますので、この辺はそういったほかの組み合わせも対応できるような形で、「その他教育委員会が二以上の学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合」というようなものについては入れているということになります。

○**教育長** 法令の用語の使い方として「及び」を使ってはいけないというのであれば、そのように説明してくればいいのですが、どうですか。

○**教育企画担当課長** いくつかの項目を設ける場合で、掲げた内容というものが一つ限定された項目であって、それは一つの事柄として、「及び」になりますとあくまでもその二つの項目というのは並列という意味合いの場合に用いるというようなことになるのですけれども、「その他」というようなことになると、例えばこの例でいうと小中一貫教育を施す場合というのが大きな理由の一つとして、それを初めとしてそれ以外に教育委員会が必要があると認めた場合というような、通常の「及び」で並べる場合にはその項目自体がレベル的に並列である場合というようなことで、これですと一つの大きな主たる項目があって、それとは別に認めた場合というレベル感の違いとか、そういったときに使い分けるといような形の使い分けと……。

○**教育長** 「修正内容」を読むとそういうふうには書いてないと思います。「その他の」となると例示になってしまう。「その他」とすることによって並列の要件になると書いてあります。今の説明と変わらないですか？

○**教育企画担当課長** 今回、「その他の」を「その他」に変えた意図としては、法令の用語の使い分けとして、「その他の」というものは一つの代表的な事例を挙げて、それなど、ある意味で「など」という言葉にも近いのですけれども、それを代表的なものとする教育委員会が何々と認める場合というような形の表現で、「その他」とすることによってその二つのものが独立したそれぞれの事項というような形の使い分けとなるので、このような形の記載がよりふさわしい、適切ではないかということで直させていただいたということです。

○**教育長** 「及び」でいいのではないですか。

○**教育指導課長** これはただし書きの文章なので、ただし、小中一貫教育を施す場合は必ず置かなければならないという規定になります。「ただし」の後の文章で来ているのは、「及び」にしてし

まうと、それも必ず置かなければいけなくなってしまうので、ここは「その他」にしなければ接続詞としては法令用語上まずいのです。簡単に言うと。

○教育長 最後が「できる」になっている。

○教育指導課長 ただし、小中一貫教育を施す場合は必ずできる訳です。そして、その次の「その他」については認めた場合なのです。認める必要があるものと認めなくていいものと最初からもう切れているので、「及び」にする訳にはこの文章はいかないと思います。

○教育長 でも、最後は両方に係る「できる」ですよ。

○教育指導課長 二つ以上の学校について一つの協議会を置くことができるというのは、小中一貫教育校は文部科学省上2校以上なので、ここは同じ文章に結ばれてかまわないです。

○教育長 同じ文章に結ばれるとはどういう意味ですか。

○教育指導課長 2以上の学校について一つの協議会を置くことができるというのは、小中一貫教育校は必ず一つで置かなくてはいけないのですけれども、もともと2校以上なのですよ、小中一貫教育校ですから。だからこの文章につながっても問題はないのです。

○教育長 「できる」というのは、どれとどれに係っているのですか。

○教育指導課長 「ただし、小中一貫教育を施す場合、2以上の学校について一つの協議会を置くことができる」という文章はできます。「その他」がなくても成立します。小中一貫教育は二つ以上の学校なので絶対に置くのだよというのが原則なのですけれども、置くことができるのですけれども、「その他」というのは「認めた場合」というところに係るのです、ここは「及び認めた場合」ではなくて、「その他」でいいのだと思います。

「及び」というのは、例えば小中一貫教育校及び義務教育学校とか、並列する場合には「及び」なのだけど、これは並列とは違うという意味で「その他」になっている。「及び」は、「小学校及び中学校及び幼稚園」とかなる場合には同じ格なので「及び」なのですけど、ちょっと格が、レベルが違うので「その他」で結ばなければいけないという藤原課長の説明でいいのだと思うのです、私も。

○教育長 「及び」はそういう使い方をするのですか。

○教育指導課長 いや、法律用語の場合は「その他」になります。

○教育長 一般的にはそうじゃないと思うけれど、法律用語としては、こうなりますと説明してくればいいのですが、どうですか。

○教育指導課長 何々する場合及び何々する場合と、確かに「及び」というのは普通の言葉ではありませんけど、何々する場合、その他何々する場合というのはあまり言わないですけど。

○教育長 言わないですよ。法令において、一般的に使われる言葉を使うとこういう誤解が生じるので、「その他」とするということではないのですか。

○教育指導課長 「ただし、小中一貫教育校その他」にすればもっと明確に区別ができると思うのですけれども。

○教育長 「その他」だと分からなくなってしまう。

○教育指導課長 「その他認めた場合」です。

○事務局 今、文書係に確認をしますので、ここを保留にさせていただいて。

○教育長 分かりました。

ほかに、ご意見、ご質問はありますか。

○小島委員 今のは、原案、前の案の「の」を入ったところの文章を変えたから、今、教育長のいうような論点になったのですが、この変えてもらったのは、前回、我々教育委員と藤原課長と話をしたときに、この「の」の使い方をだいぶ議論しましてね。今、旧を探し出しているところですが、前の書き方だとこの「の」がどうしてもおかしい感じだったのですよ。それが、細かく書いてあったのが見当たらないので。

話が関連するので、時間いいですか。港区学校運営協議会規則の第4条。2ページ。その第4条の項目になっている括弧書きの「職員の採用その他の任用に関する意見の申し出」、この「の」もおかしいじゃないのという議論をしていたのですよ。職員の採用だけでいいのじゃないか、そうすると「その他」も要らないのじゃないかとか、色んな議論をこの間していたのです。ただ、それに基づいて文書係に相談してもらった結果が、今回の4条。ここの括弧書きですか。「職員の採用その他の任用に関する意見の申し出」。そうしたら単に「職員の任用に関する意見の申し出」だけでいいのではないかというような議論をこの間したのですよ。なおかつ法第47条の6第7項の「教育委員会規則で定める事項」は、採用、昇任及び転任に関することとすると。この採用、昇任及び転任を合わせて任用であれば、ここは「職員の任用に関する意見の申し出」だけでいいじゃないのというような議論がまずあったのです。そこでこれを読んでいるうちに、「職員の採用その他の任用」って、採用は任用のうちの一つだとすれば、「その他の任用」っておかしいじゃないのとか、そういう議論が出ているときに、この第2条の「の」も、これおかしいじゃないのという話になっていったのですね。

それで、今、教育長からアンドという発想が出てきたのですが、その発想はこの間けんけんがくの議論をしたときに全くなくて、アンドは全然なくて、「小中一貫教育を施す場合」、これは二つ以上が当たり前じゃないかと。「その他の」にしてしまうと、小中一貫と、先程藤原課長が説明したのと同じような問題が出てくるので、この「の」は省けばいいのじゃないかというところなのですが、今、教育長の方からアンドという言葉が出たので、そのアンドはこの間のときに議論していなくて気がつかなかったのですが、なるほどなと思ったのです。ただ、小中一貫教育を施す場合は、必要を認める云々よりも、ほかの規定でも地教行法でも出ているのでこれは当然認められますよと。それで「その他必要と認める」というような書き方なので、この場合はアンドよりも「その他」でいいのではないかなという気はするのですよね。

○教育長 そうすると「小中一貫教育を施す場合」というのは入れないということですか。

○小島委員 小中一貫教育を施す場合、小中一貫校の場合には、小中一貫ですから二つの学校あるいは三つの学校だけれども、これはもう当然、協議会の一つでいいですよと。そのほかに、二つ以上の学校でも一つの協議会を置くというようなことは、教育委員会が認めたとき一つの協議会でい

いのじゃないかと考えれば、小中一貫教育を施す場合とその他の場合に質的な差があると。その質的な差を考えると「その他の」の方がいいじゃないか。アンドになると同等になってしまう。

○教育長 そうすると、「修正内容」にある「並列の要件とする」という説明がおかしくなると思っています。。

○小島委員 並列の要件？

○教育長 ここです。

○小島委員 こっちですね。ここはまだ十分読んでいないので、今日始めて見たからよく分からない。

○教育長 文書係も趣旨は分かっているはずで、法令としてどのように表現すればいいのか確認しているので、この点は保留にさせていただいて、そのほか何か、ご意見、ご質問があればお願いします。

○山内委員 今の第2条のところの議論を伺っていて、その前の段階の文章も実は今、改めて見て分かりにくい。これはつまり、括弧を外して読むと「港区教育委員会は、学校、保護者及び地域住民が一体となって、次に掲げる学校づくりを推進する学校ごとに、協議会を置くものとする」となっているのですが、この「保護者及び地域住民が一体となって、次に掲げる学校づくりを推進する学校ごとに」の「次に掲げる」というのが漢数字の一、二、三ですね。この「学校づくりを推進する学校ごとに」というのは、これは推進する複数の学校単位でという意味を言っているのですか。

○教育企画担当課長 これは、言っている意味としてはこういう一、二、三に掲げるような学校づくりを推進していく、基本は一つの学校単位というような意味合いです。

○山内委員 そうすると、「港区教育委員会は、学校、」その後「保護者及び地域住民一体となって」と続く訳ですけれども、この最初の「港区教育委員会は、学校」のこの「学校」というのは必要なのですか。

○教育企画担当課長 これは最初に「学校」という言葉が出てくるところではあるのですが、意味としては学校と保護者と地域住民が一体となってという、それを言いたいがための「学校」という言葉になっています。

○山内委員 なるほど。学校と保護者と地域住民が一体となつてと。一体となっているところで、学校と保護者と地域住民がということなのですね。

○教育長 よろしいですか。

○小島委員 括弧がいっぱい入ってしまうからね。

○山内委員 そうなのですよ。

○小島委員 括弧を別にして、注にすればいいのですが、法令ではあまりやらないですよ。みんなそこに括弧で入れてしまうという手法だから、その他とかアンドとかなかなかややこしい。

○山内委員 もう一つ。ここに「小中一貫教育」という言葉が出てきて、この小中一貫教育が何を指しているか。さっきの付属の資料でもよく分かるのですけれども、こういう文章で「小中一貫教育を施す」というときに、ある意味で、白金の丘のように完全に一貫でやっている学校のことを意

図しているのは分かるのですが、ここだけで読むと、理念として区立の区内の小学校、中学校一貫でやっていきたいと思いますというの、理念としての一貫教育もある訳で、逆に運営としての一貫教育ということがこれだけで明記できているのかどうかと疑問に思ったのですが、その点はいかがでしょうか。

○教育企画担当課長 理念としての幼小中という概念の部分でございますけれども、一つ大きな例示としては「小中一貫教育を施す場合」と書いてございますけれども、その他教育委員会が認める場合というような中において、そういったいくつかの概念に関しましても捉えられるといたしますか、その辺の中で読み取れるような形で、そういったものは取り込んで、複数の学校・幼稚園で一つの協議会をつくれる要件の一つとして、認定できるかと考えています。

○山内委員 私が申し上げたのは、ここで「小中一貫教育を施す場合」というのは、先程の色々なご説明でも分かるように、その理念としてではなくて、運営として一体となって運営している学校のことをここでは言いたい訳ですよ。そこに限定されて、ほかの意味と読めるだろうかというのが私の質問なのでございますけれども。

○教育長 「小中一貫教育」という言葉を考えたとき、施設型もあり、いろいろあると思いますが、港区の場合は施設型を言っているのではないですか。

○教育指導課長 施設型がお台場と白金の丘で、今度赤坂が入ってきます。赤坂は併設なのか施設一体なのか微妙なところなのでございますけれども、そういう学校とあと品川区のように、中学校があつてほか全部ある、港区でいうアカデミーに近いような形で、実は一貫教育校として必ず自動的に上がるのが原則みたいな形のものもあります。

○教育長 いろいろありますよね。そうすると、山内委員が言われたように、「二以上の学校」は「小中一貫教育を施す」に入ってくるのではないかと思います、いかがですか。

○教育指導課長 だから、「ただし」の後が「小中一貫教育校その他」にしちゃった方が分かりやすくなります。一貫校を名乗った時点でもうそこは一つでいいのだとなるので。

○教育長 教育校は施設型という理解でいいのですか。

○教育指導課長 うちの場合は完全に一体で、「小中一貫教育」の冠がついているところとなります。ほかの地域でも同じように「小中一貫教育校」とついでいけば、一つとして考える。

○教育長 施設型を言っているのですね。

○教育指導課長 施設型もちろん併設型も、一体型も併設型も両方含めてなります、一貫校というのとは。

○教育長 要は、「小中一貫教育を施す」というのは分かるけれど、誤解が生じないようにすべきだと思います。

○教育指導課長 はい。なので、うちがきちっと管理運営規則で「小中一貫教育校」と置いているので、ここは「小中一貫教育校」とやった方が明確に。

○教育長 明確にしないとイケないはずですよ。

○教育指導課長 そうです。だから「小中一貫教育校」の方がいいと思います。

○教育長 疑問が残らないようにすべきです。

○教育指導課長 はい。なので、さっき申し上げたとおりなのですが、一貫校はもう絶対だよとやった方がいいので、「小中一貫教育校」と規定した方がほかの管理運営規則との整合性が出ます。そうすると「その他」という意味がはっきり明確になるので、よりよいと思うのですね。アカデミーは小中一貫教育プラス幼稚園なのでごく微妙なのですよね。なので「その他」の中に入れてしまうと思うのですけど。

○教育企画担当課長 ご指摘のとおり、何がそれに当たるのかというものが不明確というような意味でいきますと、一つは、港区立学校の管理運営規則の中に小中一貫教育校というものの規定がございます。この中では、二つの施設一体型の小中一貫教育校を規定しているというものがございませう。ですので、一つのあらわし方としましては、港区立学校の管理運営に関する規則ですと第21条の3というところにそういう規定があるのですけれども、「第21条の3に掲げる小中一貫教育を施す場合」というか、そのような形の規定を加えることでより対象が明確になるのかなというふうに思います。

○教育長 山内委員、いかがですか。

○山内委員 そうすると、今の文章として、小中一貫教育を施す場合（何々の管理運営規則による小中一貫教育校）というような説明にするのか、それとも、小中一貫教育校（港区の管理運営規則の何々）というようにするのか。おそらく「小中一貫教育校」と本文の中に入れた方が分かりやすいのじゃないかと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○教育長 どうですか。

○教育企画担当課長 この第2条の、ただし、小中一貫教育校で、その他教育委員会が2以上のというような形で、小中一貫教育校の定義につきましては、管理運営規則の21条の3というところを入れさせていただくということにより明確化できればと思います。

○教育長 よろしいですか。

参考資料の「学校運営協議会制度 関係法令等」の地教行法第47条の6の第1項では、ただし書きがで、「二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文科科学省令で定める場合には」置くことができると規定しています。ここで言う「二以上の学校の運営に関して相互に密接な連携を図る」という中には、今、言った小中一貫教育校も入るのですよね。またアカデミーもそうですね。

○教育企画担当課長 裏面をご覧くださいますとその文科省令というのが具体的に入っております、3号まであります。小中、中高、あと大方は第3号で拾えるかなと思うのです。1号、2号はもう明確になっておりますので、第1号ではアカデミーはまず無理。幼稚園が入ること自体が多分、認められないこととなりますので。第3号のところではアカデミーというものも認められるようになるかと。

○教育長 省令の第3号で幼稚園が入るとするのは、どの条文で読むのですか。「その他教育委員会において」に幼稚園も入るということですか。

○教育企画担当課長 これも規定として幼も入るところは確認ができておりまして、この表記においても、これも「その他」でつないでいることで、大きな概念として、この「二以上の学校運営に関し相互に密接な」ということ、この学校というものがいわゆる学校教育法第1条に掲げる学校というようなものがありますので、それに幼稚園も含まれるというようなことで、ここには幼稚園が入ると。

○教育長 文科省に確認しているのですね。

○教育企画担当課長 確認しております。

○教育長 規則の分かりやすさからすると、この地教行法のただし書きを、港区の規則に使ってもいいと思います。ただし、今度は、省令を確認しないといけなくなると思いますが。

○教育企画担当課長 ご指摘のとおり、省令引用という部分も検討の中では出たことは出たのですが、おっしゃられたとおり、省令を参照しなければならないというところもありまして、この中である程度明確にどういった場合というのを示せるようにして、このような形を置かせていただいたということでございます。

○教育長 そういう判断があったのですね。確かに、分かりやすさということからすると、案の方がいいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

一部については総務課にまだ確認していますので、議案第2号についての採決は保留にさせていただきます。

3 区立幼稚園・小中学校における医療的ケアの実施について

○教育長 次に、議案第3号「区立幼稚園・小中学校における医療的ケアの実施について」説明をお願いします。

○学務課長 資料ナンバー3をご覧ください。1枚、おめくりください。審議内容の箇所でございます。平成31年度、新たに2人の医療的ケア児が就学予定であることから、医療的ケアの実施内容や体制について整理し、実施するものでございます。

前回協議していただいた案件となります。12月25日、庁議での審議を受けまして加筆または変更する箇所がございます。今日は席上に前回の協議資料ナンバー2というのを用意させていただきました。あわせてご覧ください。まず主な変更箇所についてご説明させていただければと思います。1ページ目ですけれども、前回の協議資料ナンバー2の1ページのところで、1の「区の現状と課題」のところ10行程記述してございます。これを今回、審議事項の資料ナンバー3の方ですけれども、同じ1ページのところで、項目を二つに分けて、新たな項目として「1 学校における医療的ケアに係る状況」とし、(1)国や都の状況と、(2)のところで区の状況と二つに分けさせていただいております。

それからページをめくっていただきまして、協議資料のナンバー2の3ページのところをご覧ください。5の「平成31年度予算について」というところなのですが、これが今回

資料ナンバー3の方でいいますと、4ページの5になります。「平成31年度予算について」という同じ項目名としておりますが。先月末、予算の内報が出た関係で金額が変わってございます。それと内訳の看護師人件費というところで今回新たに加えさせていただいております。前回につきましては、学務課の予算分のみ表記としておりましたが、今回は人事課分の予算という部分も盛り込んで記載をしているところがございます。さらに5の予算についての説明文を記載していること。それからその下の6の「今後のスケジュール」のところについても同様に、これまではスケジュールのみの記載でしたが、説明についての文章についても加筆しているところがございます。

それから添付してある図の方をご覧くださいと思います。前回の資料でいいますと、図の上の部分について特に変更はございません。下の部分の実施体制の図について少々変更してございます。まず医療的ケア安全委員会のうち左側の学校の部分ですが、資料ナンバー2の方の図でいいますと副校長、担任等、養護教諭と分けて書いてあったものを、分断されているように見えるというご意見もございまして、一つの固まりにしております。

それから、看護師の右側のところです。チーフ看護師と看護師、ピンク色の間の部分でございます。これまで「巡回指導」という表現を矢印上に使っていたのですが、チーフ看護師については民間委託、一方学校に配置する看護師については臨時職員の配置と考えてございます。民間委託業者からの職員への指導というのは表現上なじまないということで、表現を変えてございます。「巡回相談」という表現にしております。

右側の説明文のところでございます。一番上の「実施体制におけるポイント」のうち「(仮称)医療的ケア安全委員会を設置し、組織的に行う」としていたものを「組織的に対応する」という表現に変えてございます。内容についても、今回は「主治医の指示に基づき、実施する医療的ケアを確認する」という表現を新たに加筆してございます。

それからその二つ下ですけれども、先程の図で説明したとおり、「学校配置の看護師の指導等を行う」という表現を改めまして、「学校配置の看護師を支援する」という表現にしております。内容についても同様に「指導」という言葉を外してございます。

主な変更点につきましては以上です。

それでは、今回のご用意させていただきました資料ナンバー3の1ページにお戻りいただければと思います。前回、ご協議いただいた概要とご説明が重なる点もございしますが、ご容赦いただければ幸いです。1の「学校における医療的ケアに係る状況」の(1)国や東京都の状況です。文部科学省につきましては、平成23年12月に看護師の配置や医師との連携などの学校での医療的ケアの体制の整備について、各教育委員会を促すとともに、平成24年度から学校への看護師の配置に係る経費の一部補助を実施しているところです。特別支援学校以外の学校においても医療的ケア児が増加しているということを踏まえまして、学校における医療的ケアの実施に関する検討会議を設置し、中間のまとめを平成30年6月に取りまとめをしているところです。

東京都におきましては、都立の肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校でも看護師を配置するなどの体制を整備していること。それから平成30年10月から通学バス内での医療的ケアを開

始しているところでございます。

(2)の区の状況のところでは、今、区の方では1人に看護師を配置しているところです。平成31年度に医療的ケアが必要な児童が2名、32年度については1名が就学予定となっているところです。それから、平成32年1月には、医療的ケア児を受け入れる元麻布保育園が開設される予定となっていることから、今回、学校等における医療的ケアの実施について議論を行い、検討会の中で中間のまとめというものを作成いたしました。その中で、学校・保護者との調整を支援するチーフ看護師を配置すること、それから主治医や指導医が日頃から情報を共有していくということで、迅速に相談できる体制を整備していくという形をとってございます。

それから、検討会の中で、31年2月までの予定なのですが、中間のまとめという形を踏まえ、31年度から以下のとおり学校での医療的ケアを実施することといたします。

2の(1)のところでは、医療的ケアについては、主治医の詳細な指示、それから日常的に保護者が行っている医療的ケアであるということをもとに表のとりの医療的ケアを実施してまいります。(2)の医療的ケアの実施体制のところでは、校内に設置する委員会におきまして、医療的ケアの内容を確認し、教員との役割分担または緊急時の対応などを決定した上で看護師が行うということといたします。看護師が急に出勤できなくなった場合の応援、それから医療的ケアの開始に当たりまして必要となる主治医や保護者との調整などを行うチーフ看護師については教育委員会内に配置をいたします。

続きまして3ページをご覧ください。(3)の医療的ケアの実施に係る看護師配置の考え方のところでは、前回説明したとおりなのですが、血糖測定またはインシュリンの注射など、医療的ケアの内容によりましては、子どもの成長によりまして自分自身でケアができるようになったときについては看護師の配置は終了いたします。②のところ、同じ学校で複数の医療的ケア児が在籍する場合については、1人の看護師で複数の医療的ケアを実施いたします。③番、隣接する複数の学校に医療的ケア児が在籍する場合については、医療的ケアの内容、頻度によりまして、1人の看護師が両校を巡回いたします。

3番の「医療的ケアの実施にあたっての支援」につきましても、支援の例として表のところをご覧くださいと思います。医療的ケアを行う場所の確保、簡易ベッド等備品の設置、それから階段昇降機による校内の移動支援を行ってまいります。また、生活支援として介助員の配置、それから学校支援の講師を配置してまいります。

4番の「庁内での情報共有について」のところでは、これまで就学相談につきましては新1年、新入学の1年前の年長の時期に実施しておりましたが、医療的ケアの程度によりまして必要な準備が異なってきますので、年中または年少などできるだけ早い時期から就学相談を開始するというようにいたします。そのために医療的ケアに関する情報について早期に把握する必要がありますので、総合支所の区民課または保健所で区内の医療的ケア児について把握した時点で関係機関が情報を共有する仕組みを構築してまいります。

それから4ページのところをお開きください。5の平成31年度予算につきましても説明させて

いただきます。トータルで1,652万7,000円を予定してございます。内訳として、看護師の
人件費につきましては人事課の臨時職員の予算によって対応いたします。なお、ただし書きに書いて
ございますが、看護師の人件費につきましては、国の教育支援体制整備事業費補助金という形で
補助対象となりますので、3分の1の補助が出ることになってございます。国の補助、特定財源を
除く経費につきましては一般財源で対応することといたします。主なものとしては、介助員または
学習支援の講師の人件費、それから下から2番目になりますけれども、看護師支援等の業務委託費
が主な予算となっております。

「6 今後のスケジュール（予定）」でございます。今後、看護師の募集、それから医療的ケア
児の保護者、就学する学校との調整を進めまして、31年4月から実施いたします。それから「港
区における障害児支援のあり方検討会」につきましては、発達障害児の支援に関する議論が終了し、
2月にまとめを行った後に、教育委員会、庁議、それから区民文教常任委員会の方で報告をさせて
いただく予定となっております。

続きまして、図の方の説明をさせていただければと思います。別紙のA3の横の図をご覧ください。
左上の「区の現状と課題」のところですが、今後医療的ケア児がさらに増加することが
想定されることから、医療的ケア児が安全に学校生活を送ることができるよう、学校等における医
療的ケアの実施内容・体制の整備が必要としてございます。右側の2の「学校等での医療的ケアの
実施」のところですが、安全に実施するための条件として、主治医の詳細な指示書があるというこ
と、それから学校生活と同様の時間帯で日常的に保護者が行っているケアであること。先程、ご説
明したとおりです。できるだけ1人職場での看護師の不安を取り除くために、下のような形で実施
体制を考えてございます。（2）の「学校における医療的ケアの実施体制」をご覧ください。児童
生徒の上に伸びている部分が看護師のところ、実務経験のある看護師を配置できればと考えてござ
います。それから主治医については、指示内容について責任を負う形で、主な支援については主治
医の方で行ってまいります。

さらに右側の教育委員会の体制のところですが、チーフ看護師について、週3回程を予定
してございますけれども、教育委員会に常駐させていただくということで、巡回相談を含めて対応
してまいります。右側のところ、実施体制のポイントのところを少しご覧いただければと思います。
まず左側の学校の中にあります破線の囲みの部分になるのですが、医療的ケア安全委員会を
設置して組織的に対応するというので、校内での役割分担を明確にした上で、緊急時の対応等
について決定してまいります。養護教諭と看護師が連携し、情報共有などを行ってまいります。

右側の方の教育委員会内のチーフ看護師のピンクの部分ですが、チーフ看護師については、
学校配置の看護師を支援していく立場でございます。チーフ看護師の主な役割として、学校内に配
置する看護師の支援、看護師が出勤できない日の応援、それから看護師の医療的ケアに関する研修
などを行ってまいります。医療的ケアの開始に当たりまして必要な調整、保護者であったり主治
医・指導医との情報共有、また必要な備品の選定なども行っていきます。それから教職員への研修
なども実施してまいります。

以下、参考資料でつけさせていただいた分については、前回の協議資料の部分で変更しているところはございません。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

○**山内委員** まず図については前回と見比べて、看護師、チーフ看護師、指導医がどう連携するかというところが太い線で示されて、そういう意味では分かりやすくなったと思います。

今後の運用に当たって、チーフ看護師と看護師にきちんと人を得られるかどうかということが鍵になると思いますが、その点で、5の31年度予算を見たときに本当にそれが可能なのかということが多量不安に思うのです。つまり、看護師の person 費が1人当たり220日の勤務を想定している訳ですね。ということは、およそ週に4日くらいの勤務ということでしょうか。毎週、おそらく1人当たりそのような日数なので、かなり常勤に近い勤務を3人置くということだと思えますね。そうすると、常勤の勤務で1人当たりの person 費が年間250万円ぐらいで人を得られるのかどうか。本当に制度としてこの person 費でそういう経験のある人を得られますかというのが、非常にこれを見て心配に思うところなのですけれども。

○**学務課長** ご指摘のとおり、220日、長期休暇を除いた形でほぼ常勤と同じような形で、学校のある日については付き添っていただくという仕組みを考えてございます。これから募集という形になるのですけれども、実際に経験のある看護師さん、検討会でお医者様に入らせていただくと色々情報を聞いたところによりますと、それなりにいらっしゃるのではなかろうかという話もいただいているところではございますので、ちょっとふたを開けてみないと分からないところもございます。できるだけ頑張って募集していきたいと考えているところでございます。

○**教育指導課長** 参考までに、お子さんが生まれて看護師を離職されて子育て中の看護師の方で、地元で貢献したいのだけでも、なかなか医療機関に行ってしまうとできないという方が結構いらっしゃるので、そういう方たちは学校に協力する意思がたくさんあると。上手に宣伝していただければそういう方たちが応募してくれるよというお話があったので、そこを何とか狙っていきたいなということです。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第3号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**教育長** ご異議がないようですので、議案第3号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営の方向性について

○**教育長** 次に、議案第4号「港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営の方向性について」説明をお願いします。

○**学務課長** それでは議案資料ナンバー4をご覧くださいと思います。1枚おめくりいただき

まして、「港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営の方向性について」というところをご覧ください。囲みの部分です。港区立箱根ニコニコ高原学園は平成27年4月から指定管理者制度を導入しております。現行の指定期間につきましては、平成32年3月31日までとなっております。指定期間満了に伴いまして、新たに指定管理者を指定する必要がありますことから、選考につきまして次のとおりといたします。

1の対象施設については、港区立箱根ニコニコ高原学園。指定期間は平成32年4月1日から平成37年3月31日までの5年間といたします。選考方法は公募といたします。4の施設のグループ化につきましては、箱根ニコニコ高原学園につきましては単独の施設でありますので、他施設とのグループ化は行いません。5の使用許可権限につきましては付与せず、利用承認につきましては教育委員会の責任で行います。

6の利用料金制につきましては、施設使用料を指定管理者の収入とするということですが、利用団体が学校または社会教育団体に限られているために、利用料金制については採用はいたしません。

7の今後のスケジュール（予定）のところでは、平成31年3月に教育委員会、港区指定管理者選定委員会、それから区民文教常任委員会の方へ報告をいたします。4月から公募を開始いたしまして、事務局の方で選定委員会を行い、7月に港区指定管理者選定委員会の中で指定管理者候補者を決定してまいります。8月に教育委員会及び庁議の方へ選定結果についてご報告をいたします。9月に第3回港区議会定例会の方へ議案を提出し、平成32年4月から新しい指定管理者によって管理運営を開始いたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第4号について原案どおり可決することにご異議ござりませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第4号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 教育長報告事項

1 平成30年第4回港区議会定例会の質問について

○教育長 日程第3、教育長報告事項に入ります。「平成30年第4回港区議会定例会の質問について」説明をお願いします。

○教育長室長 平成30年第4回港区議会定例会の代表・一般質問で教育委員会に関する質問についてご報告をさせていただきます。資料ナンバー、報告資料のナンバー1をご覧ください。代表・一般質問は平成30年の11月29日、30日、各会派から教育長に対して行われまして、資料のとおり、代表は自民党議員団の鈴木たかや議員から大滝議員、一般質問は自民党議員団の土屋準議

員から風見議員までの8名から質問がございました。

主な質問につきましては、既にお目通しいただいているかと思しますので、いくつかご紹介をさせていただきます。

鈴木たかや議員からは、今後開設する教育施設・教育環境の整備について寄せられまして、特に今後の新設の図書館、プラネタリウムを併設する港区科学館にどのような効果を期待しているのでしょうかというようなご質問でございました。また、教育環境におきましては、2020年の夏季学園の実施についてご心配をいただいております、今後関係機関と宿泊日程や交通手段の調整を進めていく旨をご答弁させていただいております。

土屋議員からは幼児教育無償化の区民への周知についてということで、今、新聞報道等でも無償化のニュースが報道されておりますので、区民への周知をどのように取り組んでいくかということでご質問がございました。港区といたしましては、私立幼稚園連絡協議会において情報共有するとともに、国の動向を注視しながら、不安や混乱を招かないように丁寧にご案内をしていきたいと考えてございます。

また、同じく土屋議員から、家庭教育の支援についてということがご質問としてございました。なお新たなご質問の中には、最後のページ、11ページになりますけれども、風見利男議員から、重過ぎるランドセル問題ということで、「置き勉」の対策であるとか、軽量の通学カバンの使用についてのご質問がございました。答弁につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

今までもそうだったのですが、再質問に係る質疑の記載がないので、今後は報告をあわせてお願いいたします。

○**教育長室長** 失礼いたしました。今後、再質問につきましても明記させていただきたいと思ます。

○**教育長** よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 学校（園）における用務業務の委託について

○**教育長** 次に「学校（園）における用務業務の委託について」説明をお願いします。

○**教育長室長** それでは「学校（園）における用務業務の委託について」ご説明させていただきます。報告資料はナンバー2になります。

幼稚園・学校の用務業務については、既に平成30年4月から幼稚園3園それから中学校3校で委託の試行実施をしております。平成31年4月からは麻布幼稚園において新たに導入をいたしまして、委託業務を本格実施いたします。既に労使間の協議にて了承は得ているところでございます。

委託の対象となる業務内容につきましては、項番2の記載のとおりになってございます。

平成30年度からの実施状況については、幼稚園が三光、港南、青南の3園、中学校は三田、高

松、港南の3校で実施をしてございます。

今後の対応につきましては、麻布幼稚園を含む委託を導入した幼稚園・学校の実施状況を引き続き確認するとともに、用務職員の退職状況を考慮しながら、順次実施してまいります。

最後にこれまでの実施状況についてのご報告をさせていただきます。今年度、試行実施の観点から組合役員及び学校用務職の技能長と事務局と一緒に委託を導入した3園、3校にて作業状況等を視察しまして、幼稚園、学校長や事業者と意見交換を踏まえて履行状況の確認をしてまいりました。

用務業務が委託で着実に履行されるかどうかは、業務責任者の資質によるところが大変大きく、最初は各園・学校ともに段取り等に苦心した状況がございましたが、早いところでは1学期の後半から業務責任者と管理職の連携がスムーズになり、順調に進んでいるところもございます。また、従事者の年齢層が高いというところから、早々に交代することがございまして、経験が蓄積されないのではないかと心配する状況もございましたが、作業手順書の整備を仕様書で規定していることから、行事などを記録して残すよう指導してございます。最近では、業務責任者、従事者ともに定着をしてきております。これまでの直営レベルの用務主事と比べまして、従事者の経験値は乏しいものの、配置人数が増加いたしましたので、特に幼稚園では複数人のスタッフが従事するようになりまして、今まで主事1人では行き届かなかった部分につきましても、定期的に清掃ができるようになり、園舎がきれいになったという保護者からの高評価も得ている例もございます。全体的には定期的に打ち合わせを持ちながら、情報共有をして安定して進められている状況でございます。

今後とも課題につきましては迅速に解決いたしまして、事業者に対して事務局から丁寧に指導管理を行ってまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いいたします。

○薩田委員 委託で滞りなく、各学校ともに進んでいるということで、今後は全学校・幼稚園で業務委託になるということで考えてよろしいのですか。

○教育長室長 現在、用務業務の主事につきましては、退職不補充という形になってございますので、その状況を見ながら委託に移行していくということを考えてございます。

○薩田委員 いずれは全校で変わるということですね。分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

3 「ゆかしの杜」の使用許可について

○教育長 次に「『ゆかしの杜』の使用許可について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 本日の報告資料ナンバー3をご覧くださいと思います。

冒頭、大変恐縮ですけれども、資料の訂正をお願いしたいと思います。1番の「経緯及び使用許可」の2行目の冒頭にありますが、**「5か所設置されており」**の部分ですけれども、申し訳ございません、**「4か所設置されており」**に訂正をしていただければと思います。以後このような

資料修正がないように資料調製をしていきたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。
済みませんでした。

それでは、「ゆかしの杜」の使用許可について報告をさせていただきます。「ゆかしの杜」内に高輪地区ボランティアコーナーが設置されているため、高輪地区総合支所が所管しております白金台区民協働スペースの一部を社会福祉協議会に使用を許可したいと考えているところでございます。

1番の「経緯及び使用許可」につきましては、ボランティアコーナーは区内に4カ所設置されているということで、今、机上の方に配布させていただいておりますボランティアコーナーの方は、麻布地区と赤坂・青山地区、高輪地区、芝浦・港南地区の4カ所に設置をされてございまして、今、高輪地区ボランティアセンターにつきましては、高輪一丁目4番8号の港区立精神障害者地域活動支援センター、通称「あいはーと」を使用してございますけれども、「あいはーと」の改築に伴いまして、「あいはーと」につきましては浜松町二丁目の暫定施設の方に移転をすることが決まっております。高輪地区のボランティアコーナーの仮移転場所について同じ高輪地区内で探すということで、保健福祉課と高輪地区総合支所の管理課が調整した結果、「ゆかしの杜」内にある区民協働スペースの3室のうち1室を使用して仮移転をすることで協議が調いまして、平成30年12月20日に開催されました庁議においても審議了承されているといった状況になってございます。そのような状況から社会福祉協議会から使用許可の申請が出てまいりまして、審査をした結果、開設日時であったり、高輪地区総合支所内の運用についても、3室が2室になっても問題がないということで確認がとれておりますので、教育財産の使用を許可したいと考えてございます。また、団体の性質から、使用料と光熱費については免除をしたいと考えてございます。

2番の「使用許可場所」につきましては、記載のとおりでございますが、面積は50.2㎡で、別紙をご覧くださいければ、6階の右側の方の会議室、S3と書いてあるところになってございます。

期間は平成31年2月1日から平成33年3月31日までの予定になってございまして、4番の今後のスケジュールについては、記載のとおりですが、33年の4月1日になりますと、白金台区民協働スペースとして使用を再開するという予定になってございます。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いします。よろしいですか。

それではこの報告事項については、以上とさせていただきます。

4 後援名義等の11月使用承認について

○教育長 次に定例報告、「後援名義等の11月使用承認について」は配布資料のとおりです。ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それではこの報告事項は、以上とさせていただきます。

日程第2 審議事項

2 港区学校運営協議会規則の制定について

○教育長 それでは、審議事項、議案第2号について、説明をお願いします。

○教育企画担当課長 文書係に確認したところ、ここを「及び」でつなぎますと、一つは、「小中一貫教育を施す場合」と「その他認める場合」、その両方を満たす場合という解釈になってしまうのではないかというような見解と、先程申し上げたようなところがございますけれども、小中一貫教育を施す場合という大きな要素といますか、理由が一つあって、それ以外にその他という形で学校運営に関してその必要があると認めた場合というような形で、一つ目が大きな代表的な要素で、それ以外にというようなところをつないでいくというようなときに「その他」というのを使う、そのような見解をいただきまして、この場合には「その他」という表現を使うということがよりよしいのではないかということでした。

○教育長 いずれにしてもこの表現が正しいということですね。ただし書きの「小中一貫教育を施す」については、先程山内委員からご指摘があったようなことを踏まえて直してもらいたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

○山内委員 さっき私が読み誤ったところを読み誤らないようにするのにどうしたらいいのだろうと眺めていたのですが、今、「学校、保護者及び地域住民が一体となって」とあるところを「学校と保護者及び地域住民が一体となって」とかにすると読みやすくなるのじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○教育長 いかがでしょうか。

○山内委員 「学校と、」の点を取って、「学校と保護者及び地域住民が一体となって」という。

○教育企画担当課長 こちらも分かりやすい表現に、「学校と」という形で「保護者及び地域住民」、そうすることによって、学校というものがあって、あとは保護者と地域住民というような、それを意図であらわすことであれば、そういう記載でも成り立つとは思いますが、そのような形で。

○小島委員 ここに「及び」があるでしょう。「学校、保護者及び地域住民が一体となって」と。この「及び」を使った場合は、その前の「学校、保護者」の書き方の体裁は、「と」は使わない訳です。ここに「と」を入れてしまうと、何かこういう規則なりの文章が普通使っていない表現になってしまうのですよね。だからやはりここは「学校、保護者及び地域住民」でないと何となく座り心地がよくない形になってしまう。

○教育長 担当課長どうですか。

○教育企画担当課長 ありがとうございます。ご指摘のとおり、表記上のルールとして、全く三つが並列というようなときの表現の仕方として「、」でくくり、三つ目、最後のつなぎのところに「及び」というのを置くということになってございまして、表記上のあらわし方としてはこのような形になっているところでございます。

○教育長 誤解を招かないような表現ができるのであれば、しかもそれが法令の規定としておかしくないように修正できればしてほしいということでもよろしいですね。

○小島委員 学校、保護者の間に括弧で「港区立学校設置条例」、さらにまた括弧で「昭和三十年

港区条例第六号」、以下同じ括弧閉じと長いのがあるから分からなくなってしまう。ここを何とかしたいのですが、法令の書き方は確かこういう書き方をしてしまうのですよね。

あとは、大きいのは定義事項か何かで、第2条、第1条でも何でも、括弧しているのをみんな定義として1条設けてしまえばそこは回避できるのですが、この程度だとこの括弧書きで終わってしまうかな。もっと括弧書きが多いときは定義条項を一つぼんと入れて、何々はこうである、何々はこうであるとやっちゃって、ここはもう「学校、保護者」で軽くなるようにするのですが。

○教育長 その点は適切に修正してください。

ほかによろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。一部修正を前提に、議案第2号については可決することでご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第2号については、原案を一部修正の上、可決することに決定いたしました。

本日、予定している案件等については、全て終了しました。委員または説明員からその他何かありますでしょうか。

○教育推進部長 先程の報告事項2の学校の用務業務の委託の中で、薩田委員から全校に広げていくのですかという質問があったのに対して、全校に進めていきますというご答弁だったのですが、思いはそのとおりなのですが、前段に組合交渉があって、組合と交渉していく中で、まず5校にしましょうと。各地区に直営校を1校だけ残すという考え方なのですが、そこで直営の職員が委託されている学校がちゃんとできているのかというのをその段階で一旦確認しましょうという仕切りになっています。

○教育長 よろしいですか。

○薩田委員 はい。

○教育長 ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を1月22日午前10時から開催の予定です。よろしくお願いいたします。お疲れ様でした。

(午後1時15分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 田谷 克裕